第4回 森林吸収源対策税制に関する検討会 議事次第

□ 平成 29 年 7 月 6 日(木)□ 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0□ 合同庁舎 2 号館 7 階 省議室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1)論点の整理
 - (2) 自由討議
- 3 閉会

配布資料

(資料) 森林環境税(仮称) の基本的な制度設計に関する検討

(参考資料) 森林環境税(仮称) の基本的な制度設計に関する検討

森林環境税(仮称)の 基本的な制度設計に関する検討

第4回検討会で御議論いただく論点

論点2 基本的な枠組み

論点2-2

(第3回検討会で確認した森林環境税(仮称)の性格、負担のあり方を踏まえ、)

国民一人一人に等しく負担を求めた上で、特定財源として森林整備実施市町村へ配分する税制上の仕組みを、どのように制度設計するか。

論点4 税収の配分

論点4一①

(第3回検討会における使途についての議論を踏まえ、) 配分の基準として、どのようなものが相応しいか。

論点5 府県における超過課税との関係

論点5一①

森林環境税(仮称)と、府県が実施している森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税との関係をどのように考えるか。

論点2 基本的な枠組み

論点2-2

(第3回検討会で確認した森林環境税(仮称)の性格、負担のあり方を踏まえ、)

国民一人一人に等しく負担を求めた上で、特定財源として森林整備実施市町村へ配分する税制上の仕組みを、どのように制度設計するか。

関連する平成29年度与党税制改正大綱の記述(抜粋)

- ・公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない 森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行う (後略)
- ・<u>市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため</u>、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を <u>通じて国民に等しく負担を求めることを基本</u>とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、~(後略)

論点2 基本的な枠組み

論点2-2

(第3回検討会で確認した森林環境税(仮称)の性格、負担のあり方を踏まえ、)

国民一人一人に等しく負担を求めた上で、特定財源として森林整備実施市町村へ配分する税制上の仕組みを、どのように制度設計するか。

検討の視点

- 今回の森林関連法令の見直しに伴い、新たな役割が生じるのが地方団体であることを踏まえれば、森林環境税(仮称)の税収については、その全額を地方団体の財源とすることが基本となるか。
- 国民に等しく負担を求めることとした場合、税が徴収される場所と、森林整備等に係る財政需要が生じる場所とが乖離する。この乖離を是正するために、森林整備等を行う市町村に対して税収を配分 (移転) する必要があることを踏まえれば、形式上一旦国税として徴収し、得られた税収を地方譲与税として地方団体に譲与する制度設計とすることが考えられるか。
- 都市・地方を通じて広く国民一人一人から等しく負担を求めることとした場合、国・地方を通じた行政 コスト、納税義務者の利便性等を踏まえれば、個人の道府県民税と同様に、市町村が徴収事務を担 うことが考えられるか。

各税財政制度の特徴と今回創設する新たな森林整備等に係る仕組みとの関係

	交付・配分等 の手法	制度の特徴 (今回の新たな仕組みに関連するもの)	今回創設する新たな仕組みとの関係
地方税		地方団体が、条例で定めるところにより、自 らの行政サービスを提供するために必要な 財源を確保するために課するもの。	条例に基づく課税権を行使して得られた税収を、 <u>他</u> の市町村に対して制度的に移転するのは、 <u>合理的</u> な説明が困難ではないか。
	地方交付税	各地方団体の標準的な財政需要の額と標準的な一般財源収入の額との差額を、国から地方団体に対して一般財源として交付するもの。	今回、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるために新たな税負担を求めるのであれば、各市町村において目的に沿った適切な執行が行われることを担保するため、その財源については、使途を定めることが必要なのではないか。
国税	補助金	国が特定の事務、事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事務、事業の実施に資するため交付されるもの。	今回の新たな仕組みによって市町村が主体となって実施する森林整備等は、森林法令の改正に伴って生じる需要であり、長期的に安定的な財源とすることが必要ではないか。また、森林整備等に当たって、事業実施箇所の選定や実施手法等は、地方に裁量がある方が望ましいのではないか。
	地方譲与税	本来地方税に属すべき税源を、形式上一 旦国税として徴収し、これを国が地方団体 に対して、客観的基準により、譲与するも の。	使途及び配分基準を適切に定めることにより、確 実に森林整備等の財源に充てることとしつつ、事業 実施箇所の選定や実施手法等は地方に裁量のあ る財源としての配分が可能ではないか。

地方譲与税の性格

「地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究委員会報告書」(平成7年3月)より

地方譲与税制度は、本来地方税に属すべき財源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方団体に対して譲与するシステムであり、(中略)大別して二つのパターンに分けることができる。

その一は、純然たる課税技術上の理由のみによって、一旦国税として徴収し、徴収した税額をそのまま徴収地の地方団体に譲与するものである、つまり、その税源を徴収することは、納税者の便宜や徴収機構・徴税費の面からみてかえって非効率であるという理由から、このような制度とされたものである。このパターンに属するものは特別とん譲与税であり、国庫に帰属するとん税とあわせて特別とん税が課され、特別とん税の部分は全額関係地方団体に譲与される。

その二は、賦課徴収の便宜のほか、対象となっている税源の本来的性格やその地域的偏在性等にかんがみ、 一旦国税として徴収したうえで、別の基準で地方団体に譲与するものである。つまり課税技術上の理由とあわせて、地方団体間の合理的な税源配分や財源調整を図る必要性に基づいて設けられたものである。地方譲与税としてはこのパターンがむしろ典型的であり、特別とん譲与税以外の地方譲与税(※)はすべてこのパターンに属する(後略)

(※)平成7年当時では、地方道路譲与税、消費譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、自動車重量譲与税が該当

地方譲与税の分類

財源の帰属先による分類 (地方団体への譲与割合)

国が課して得られた税収の全額を地方団体に対して譲与するもの

- ●地方揮発油税
- ●特別とん税
- ●地方法人特別税

国が課して得られた税収の 一部を地方 団体に対して 譲与するもの

- ●石油ガス税 (1/2)
- ●自動車重量税 (1/3 ※当分の間、 407/1000に引上げ)
- ●航空機燃料税 (2/13 ※平成23 ~31年度までの間、 2/9に引き上げ)

地方譲与税の使途の定めによる分類

使途の 定め **あり** ●航空機燃料譲与税

(航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用に限定)

- 使途の 定め **なし**
- ●地方揮発油讓与税(※)
- ●石油ガス譲与税(※)
- ●自動車重量譲与税(※)
- ●特別とん譲与税
- ●地方法人特別譲与税
- (※)平成20年度までは道路に関する費用に充てることとされていたが、平成21年度以降使途の定めを廃止

地方譲与税の原資となる 国税の徴収主体による分類 (あわせて徴収を行う税)

<u>地方団体</u> が徴収

●地方法人特別税 (法人事業税 [都道府県税])

国が徴収

- ●地方揮発油税 (揮発油税[国税])
- 特別とん税(とん税「国税」)
- ●石油ガス税
- ●自動車重量税
- ●航空機燃料税

課税と徴収を行う主体とが異なる税

	 個人道府県民税	軽自動車税 環境性能割	地方淖	肖費税 □	地方法人特別税
	120 ()(2/17/1000)	(平成31年10月~)	譲渡割	貨物割	(暫定措置)
課税主体	都道府県	市町村	都道府県	都道府県	国
賦課徴収の主体	市町村	都道府県 (当分の間)	国 (当分の間)	国	都道府県
根拠条文	地方税法 第41条	地方税法 附則第29条の9 (平成31年10月~)	地方税法 附則第9条の4	地方税法 第72条の100	地方法人特別税等に関する 暫定措置法第10条
課税方式	賦課課税	申告税	申告税	申告税	申告税
資金の流れ(イメージ) 徴収主体 課税主体	市町村 歳計外現金 税収 払込 歳入予算 都道府県	都道府県 歳計外現金 税収 払込 歳入予算 市町村	国税収納金 税収 払込 歳入 都道 交付金 市町	全整理資金 予算 府県	お道府県 歳計外現金 一般会計 税収 払込 交付税特会 国

道府県民税を市町村が徴収している理由

○ 昭和29年度に道府県民税を創設する際、賦課徴収については、できるだけ徴税費を増加し又は納 税義務者の手数を煩雑にしないよう簡素な方法によるものとされ、市町村が徴収を行うこととされた。

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抄)

第四十一条 個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、<u>当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収</u>(均等割の税率の軽減を除く。)<u>の例により、当該市町村の個人の市町村民税の</u> <u>賦課徴収と併せて行うものとする</u>。(以下略)

2 · 3 略

昭和28年11月 税制調査会答申(抄)

[二] 改正要綱 都道府県民税に関する事項

都道府県について収入の普偏的な租税を設けるため、次により新たに都道府県民税を設けるものとすること。但し本税の創設に伴つて、負担が実質的に増加することがないようにすることとし、市町村民税について後述のような改正を行なうものとすること。

- 1 納税義務者は、区域内の市町村民税の納税義務者とその範囲を同じくすること。
- 2 略
- 3 <u>賦課徴収は、できるだけ徴税費を増加し又は納税義務者の手数を煩雑にしないよう簡素な方法に</u> よるものとし、徴収は市町村に委任するものとすること。

論点4 税収の配分

論点4一①

(第3回検討会における「使途」についての議論を踏まえ、) 配分の基準として、どのようなものが相応しいか。

関連する平成29年度与党税制改正大綱の記述(抜粋)

- ・公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない 森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行う (後略)
- ・<u>市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、</u>個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、~(後略)

検討の視点

- 森林環境税(仮称)の使途の中心を、市町村が主体となって実施する私有林かつ人工林の整備等に関する費用にするのであれば、配分の基準として、私有林かつ人工林の面積等を用いることが考えられるか。
- 配分の基準のみでは、実際の需要との乖離があると考えられる場合には、他の地方譲与税と同様に、 補正を行うことも考えられるか。

地方譲与税の譲与基準とその考え方

		譲与基準	左記指標を用いている考え方					
航空機燃料譲与税	航空機の騒音により生ず る障害の防止、空港及び その周辺の整備その他の 政令で定める空港対策に	着陸料収入額	着陸料収入額が航空機の重量及び 着陸回数により算定されるものであり、 空港の整備・維持管理、関連する施 設等の整備に係る財政需要を反映					
	関する費用	騒音が著しい地区内の世帯数 (住民基本台帳)	航空機の騒音対策に係る財政需要を 反映					
	制限なし	道路の延長(道路台帳)						
地方揮発油譲与税	※平成20年度までは、道路に 関する費用	道路の面積 (道路台帳)						
	制限なし	道路の延長(道路台帳)	道路等の行政サービスの供給量に着					
石油ガス譲与税	※平成20年度までは、道路に 関する費用	道路の面積(道路台帳)	目					
	制限なし	道路の延長(道路台帳)						
自動車重量譲与税	※平成20年度までは、道路に 関する費用	道路の面積(道路台帳)						
特別とん譲与税	制限なし	開港への入港に係る 特別とん税の収入額	特別とん税の徴収地である開港所在 市町村に還付					
地方法人特別譲与税	制限なし	人口 (国勢調査)	消費税を含む税制の抜本的改革が行 われるまでの暫定措置であることを踏					
地刀。本人付別禄士忧	可以ない	従業者数(経済センサス)	まえ、地方消費税の税収配分と近似した配分を図る					

航空機燃料譲与税における譲与基準の補正の例

譲与基準	補正に用いる指標	左記指標を用いている考え方
	着陸料収入額の段階	収入額が一定額以上になる場合は、財政支出の効率化が図られること から段階的に減額
着陸料収入額	空港の管理の態様	 ・自衛隊との共用空港は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する 法律により民生安定対策等が行われていることから、減額 ・地方団体が空港の設置管理者である場合は、地方団体が空港管理者 として、空港の整備、維持管理等を行わなければならないため、増額
	空港の所在の状況	空港周辺に海面、大河川がある場合は、周辺整備事業の対象が縮小さ れることになるため、減額
EX 立 ## ## *#-	騒音の程度	騒音による障害の程度が大きくなるにしたがって、その対策に要する財 政需要も多くなることから、増額
騒音世帯数 	空港の管理の態様	自衛隊との共用空港は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する 法律により騒音防止対策が行われていることから、減額

論点5 府県における超過課税との関係

論点5一(1)

森林環境税(仮称)と、府県が実施している森林環境・水源環境の保全を目的とした 超過課税との関係をどのように考えるか。

関連する平成29年度与党税制改正大綱の記述(抜粋)

- ・公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行う(後略)
- ・<u>市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、</u>個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、~(後略)

検討の視点

- 一部の府県においては、超過課税による財源を活用し、今回市町村が主体となって実施することとなる 森林整備等と類似する事業に先行して取り組んでいることを、どのように考えるか。
- 森林関連法令の見直しにより新たに市町村の役割が明確化され、その財源として森林環境税(仮称)が創設されたとしても、府県は、市町村を包括する広域の地方団体として、それぞれの地域の実情に鑑みつつ、超過課税による財源を活用し、広域にわたる事業やその規模・性質において府県が処理することが適当であると認められる事業を実施することが考えられるのではないか。

森林環境・水源環境の保全を目的とした府県の超過課税の税収の使途(間伐事業)

	使途の内容	岩手県	宮城県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	祥秀儿県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	芝重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県リ	宮崎県	电尼島果
1	庫 補 助 事 業 補助率の上乗せ等)			C)	0				0	0	0	0			0					0	C)		0	0			0	(0	0	
	森林所有者等への補助 こより実施するもの		0					С)																0	0						(D
事 🧸	也方団体が森林所有者 等と協定(※)を締結して 実施するもの	0	(Э C	0	0	00) C	0	0		0	0	O C)	0			0	0	0	O C) C	0)		0	0	0	0	0 (O	

(※)協定とは、地方団体等が森林所有者等に代わって私有林の整備を行うに当たり、森林所有者等との間で、その対象区域や所有権の制限の内容 (協定の有効期間内における主伐の禁止等)等について定めるもの

森林環境・水源環境の保全を目的とした府県の超過課税の税収の使途(森林整備等以外)

使途の内容	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	神奈川県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
治山·流木対策																	0	0	0	0	0								0						0	0	
松枯れ木等処理		0	0		0	0				0										0				0		0	0		0		0			0		0	0
都市緑化、河川等		0				0			0					0		0					0																
担い手育成・支援			0		0				0				0			0				0		0				0			0					0	0		
木材利用促進		0		0	0	0	0		0	0		0	0	0		0		0	0	0						0	0		0	0		0	0	0	0		0
森林環境教育	0		0	0	0	0		0		0	0	0	0	0			0	0				0	0		0				0	0				0	0	0	0
普及•啓発(※1)	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(※2)		0	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0			0	0			0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	

(※1)ボランティア支援を含む。

(※2)森林公園等の整備、公有林化、鳥獣被害状況等の調査の実施、施業集約化支援、苗木生産支援、市町村への交付金、シカ個体数調整等

森林環境税(仮称)の 基本的な制度設計に関する検討

地方譲与税制度の沿革

地方譲与税制度の創設

昭和29年度

- ・道府県税であった入場税を国税とした上で、その税収の10分の9を入場譲与税として都道府県に譲与する仕組み
- ・揮発油税(国税)の3分の1を揮発油譲与税として地方団体に譲与する仕組み

を創設。

地方譲与税制度の経緯

昭和29年度 入場譲与税、揮発油譲与税の創設

昭和30年度 地方道路譲与税の創設、揮発油譲与税の廃止(地方道路税の創設に伴うもの)

昭和32年度 特別とん譲与税の創設(特別とん税の創設に伴うもの)

昭和37年度 入場譲与税の廃止(所得税減税、道府県民税、地方たばこ消費税の拡充に伴うもの)

昭和40年度 石油ガス譲与税の創設(石油ガス税の創設に伴うもの)

昭和46年度 自動車重量譲与税の創設(自動車重量税の創設に伴うもの)

昭和47年度 航空機燃料譲与税の創設(航空機燃料税の創設に伴うもの)

平成元年度 消費譲与税の創設(消費税の創設に伴うもの)

平成 9 年度 消費譲与税の廃止(地方消費税の導入に伴うもの)

平成16年度 所得譲与税の創設(所得税から住民税への税源移譲に伴う暫定措置)

平成19年度 所得譲与税の廃止

平成20年度 地方法人特別譲与税の創設(地方法人特別税の創設に伴うもの)

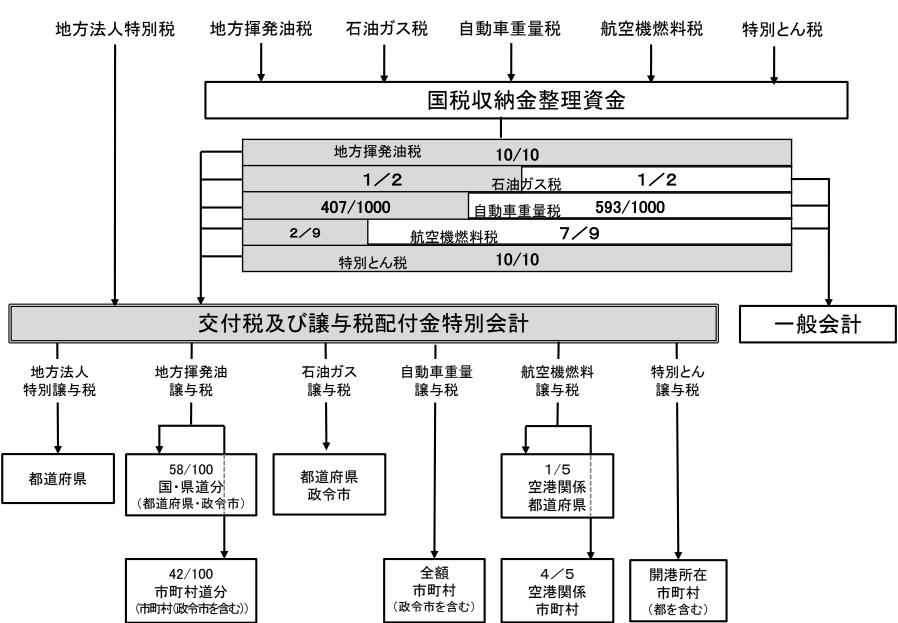
地方譲与税の概要

	,			T .	1	1
譲与税目	地方揮発油譲与税※1	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	地方法人特別譲与税
譲与総額	地方揮発油税収入額 の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額 の1/3 当分の間、1/3→407/1,000 に引上げ	航空機燃料税収入額 の2/13 「平成23~31年度の間、 2/13→2/9に引上げ	特別とん税収入額の全額	地方法人特別税収入額 の全額
課税標準及び 税率等	製造場からの移出又は保 税地域からの揮発油引取 数量 揮発油に係る税 53,800円/kℓ 揮発油税 48,600円/kℓ 地方揮発油税 5,200円/kℓ (租特法88条の8)		自動車検査証を受ける 車・車両番号の指定を 受ける軽自動車 例)乗用自動車自家用 (3年) 12,300円/自重0.5 ^ト シ	航空機に積み込まれた航空 機燃料の数量 26,000円/kℓ ※ 平成23~31 年度の間 26,000 円/kℓ→18,000 円/kℓ (租特法90条の8)	開港へ入港する外国貿易船 の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トン 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トン	基準法人所得割額 付加価値割額・資本割 額及び所得割額によ 代率 414.2% 所得割法人 税率 43.2% 基準法人収入割額 収入割額によって課税 される法人収入割額 収入割額による で課税 される法人 税率 43.2%
譲与団体	都道府県・市町村 (特別区含む)	都道府県・指定都市	市 町 村 (特別区含む)	空港関係都道府県 空 港 関 係 市 町 村	開港所在市町村	都道府県
譲与基準	○都道府県・指定都市 (58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の面積 ○市町村 (42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の面積	1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	市町村 4/5 1/2 着陸料収入額 1/2 騒音世帯数 都道府県 1/5 市町村の譲与基準により算 定した額	開港への入港に係る特別と ん税の収入額に相当する額	
譲与基準の補正について	幅員による補正 昼間人口の多い地域には 別途補正	普通交付税算定に用いる 道路橋りょう費の測定単 位当たりの補正率による 補正	り補正	着陸料の収入額、空港の管理 の態様、空港の所在、騒音の 程度等により補正	なし	なし
使 途	条件・制限なし (地方道路譲与税は道路費用)	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・空港対 策	条件・制限なし	条件・制限なし
譲与時期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	5・8・11・2月
平成28年度譲与額	2,610億円	8 8 億円	2,657億円	1 4 7 億円	1 2 3 億円	17,776億円
平成29年度地財計画額	2, 560億円	8 3 億円	2,560億円	149億円	125億円	19,887億円

^{※1} 地方揮発油譲与税には地方道路譲与税を含む。

^{※2} 地方交付税の財源超過団体については、地方揮発油譲与税(都道府県・指定都市分)の譲与額の一定割合(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2の いずれか少ない額)を制限する制度が設けられている。

地方譲与税の流れ(平成29年度)



地方譲与税(過去のもの)の概要

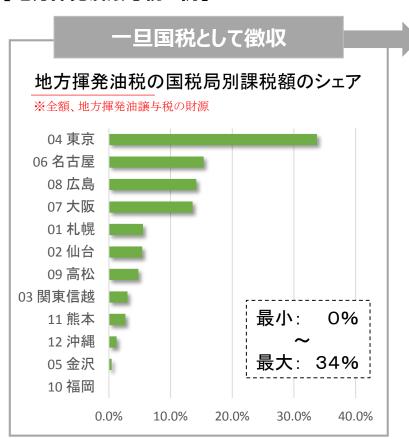
譲	与	税	目	入場譲与税	消費譲与税	所得讓与税
施			行	昭和29~36年度	平成元~8年度	平成16~18年度
譲	与	総	額	入場税の収入額の9/10 (昭和31年度からは全額)	消費税の収入額の1/5 (平年度10,885億円)S63制度設計時	平成16年度 4,249億円 平成17年度 11,159億円 平成18年度 30,094億円
課	税	標	準	入場料金	国内において事業者が事業として 対価を得て行う資産の譲渡等及び 外国貨物の輸入	所得税収入額のうち 所得譲与税法に定められた額
使			途	制限なし	制限なし	制限なし
譲	与	寸	体	都道府県	都道府県(6/11)・市町村(5/11) (特別区を含む)	都道府県・市町村 (特別区を含む)
譲	与	基	準	人口	県:人口(1/4)·従業者数(3/4) 市:人口(1/2)·従業者数(1/2)	人口 等
創	設	経	緯	もともと地方税であった入場税を、 税源配分の調整手段の一方法とし て譲与税化	消費税創設に伴い調整対象となった一般財源である地方間接税の代替(電気税・ガス税・木材引取税の廃止、料理飲食等消費税の改組、娯楽施設利用税の改組、たばこ消費税の税率調整等)	個人の所得課税に係る国から地方 公共団体への本格的な税源の移 譲を行うまでの間の措置

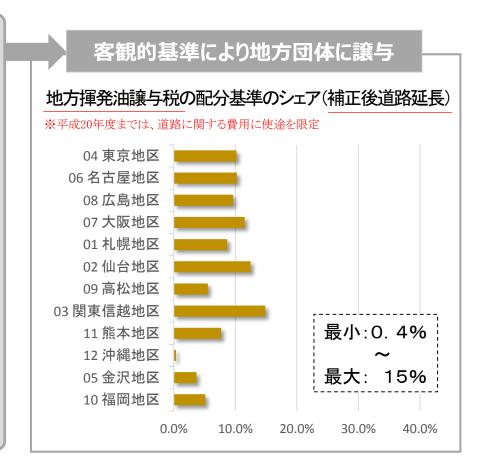
地方譲与税による配分のイメージ(1)

○ 税源の本来的性格やその地域的偏在性等によって、税が徴収される場所と行政サービスが供給される場所とが乖離するため、一旦国税として徴収し、関連する客観的基準によって配分。

交付税特別会計

【地方揮発油譲与税の例】





※国税庁HPより 平成26年度課税状況(税額)

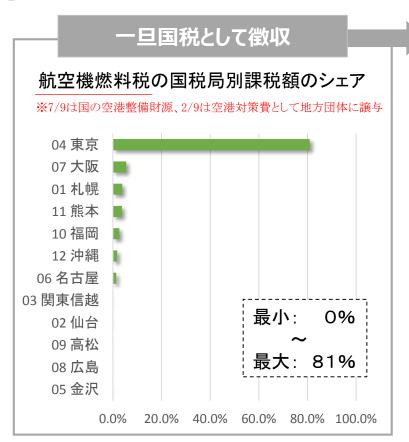
※平成26年度3月期の都道府県・政令市あて譲与に用いた配分基準を、左記の国税局の管轄 都道府県別に集計したもの。それぞれの地区に該当する都道府県は以下のとおり。

(01札幌地区)北海道 (02仙台地区)青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県 (03関東信越地区)茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県 (04東京地区)千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 (05金沢地区)富山県、石川県、福井県 (06名古屋地区)岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 (07大阪地区)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 (08広島地区)島取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 (09高松地区)徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (10福岡地区)福岡県、佐賀県、長崎県 (11熊本地区)熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (12沖縄地区)沖縄県

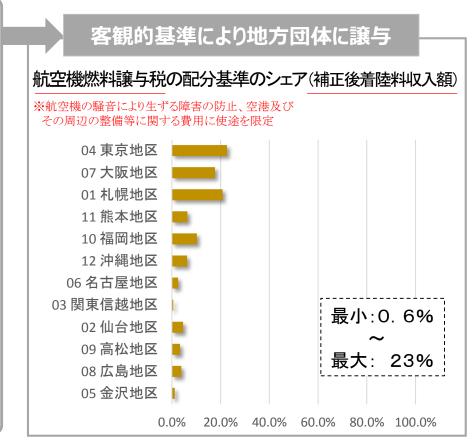
地方譲与税による配分のイメージ②

○ 税源の本来的性格やその地域的偏在性等によって、税が徴収される場所と財政需要が生じる場所とが乖離するため、一旦国税として徴収し、関連する客観的基準によって配分。

【航空機燃料譲与税の例】



交付税特別会計



※国税庁HPより 平成26年度課税状況(税額)

※平成26年度3月期の市町村あて譲与に用いた配分基準を、左記の国税局の管轄都道府県別に集計したもの。それぞれの地区に該当する都道府県は以下のとおり。

(01札幌地区)北海道 (02仙台地区)青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県 (03関東信越地区)茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県 (04東京地区)千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 (05金沢地区)富山県、石川県、福井県 (06名古屋地区)岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 (07大阪地区)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 (08広島地区)島取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 (09高松地区)徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (10福岡地区)福岡県、佐賀県、長崎県 (11熊本地区)熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (12沖縄地区)沖縄県

ドイツの共同税について

- ドイツ連邦共和国は、連邦と16の州によって構成されている。州は、連邦参議院を通じて、 連邦の立法及び行政に協力することとされており、連邦参議院は州政府の構成員によって構 成されている。
- 地方共同税に係る連邦法は、連邦参議院の同意が必要とされ、州の意思が地方共同税の制度設計に反映される仕組みが担保されている。

ドイツ基本法(抄)

第105条 [租税に関する立法権限]

- (1) 連邦は、関税および財政専売に関する専属立法権を有する。
- (2) <u>連邦は、その他の租税の収入の全部または一部が連邦に帰属する場合</u>、または第72条2項の要件が存在する場合には、これらの租税について、<u>競合的立法権を有する</u>。
- (2a) 諸ラントは、連邦法で定められた租税と同種のものではない限りにおいて、地域的消費税および地域的奢侈税に関する立法権を有する。
- (3) 全部または一部が諸ラントまたは市町村(市町村連合)の収入となる租税に関する連邦法は、<u>連邦参議院の同意を必要とする</u>。

第106条 [租税収入の配分]

(3) <u>所得税、法人税および売上税は、</u>所得税の収入が第5項によって、および、売上税の収入が第5a項によって、市町村に配分されない限度において、<u>連邦とラントに共同に帰属する(共同租税)</u>。連邦およびラントは、所得税および法人税の収入を、それぞれ半分ずつ取得する。売上税に対する連邦およびラントの取得分は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法で確定する。(以下略)

「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について」 全国知事会 地方税財政制度研究会(平成25年9月17日)(抄)

第3 改革の方向性

- 2. 引き続き検討すべき改革
- (1)地方共同税

(基本的考え方)

国に頼ることなく地方自らが偏在性が小さくかつ安定的な税財源を確保する方法の一つとして、ナショナルミニマムを上回る部分に対応する地方共通の財源を確保するため、地方消費税分を地方が共同で主体的に増税し、客観的な指標で配分するといった方策が考えられる。

また、対象税目を地方消費税に限定せず、地方税の一部を地方の共通課題のための共通財源と位置づけ調整する仕組みの創設も考えられる。

具体的には、例えば、「教育等を通じた人材育成」を地方全体の共通課題と位置づけ、これを支える税を地方が共同して確保し、共通課題と関連性を有する客観的指標により配分するといった地方共同税の制度には、一定の合理性があるものと考えられる。

一方、地方共同税をいったん水平調整的な位置付けとしてしまうと、なし崩し的に地方税全体が財政調整に使われてしまうことが懸念される。いわゆるナショナルミニマムを確保するための財源保障は国の責任であり、地方交付税の果たすべき役割である。地方税である地方共同税は、そのナショナルミニマムが実現されていることを前提に、プラスアルファの共通課題に対応するための制度とすべきである。

なお、地方共同税の税率については、地方の合意に基づいて、地方が主体的に一律に決めることができる仕組みが必要であり、条例という形式ではなく、地方の意見を反映させる仕組みを確保した上で、法律で定める形式がよいのではないかと考えられる。

また、各地方団体への配分については、全団体間で所要額を調整する方式、形式上国税と位置付けた上で、地方 譲与税の仕組みを活用して地方団体間で調整を行う方式、国の特別会計に、各地方団体が徴収した地方共同税を 地方税のまま拠出し、客観的指標により各地方団体に再配分する方式などが考えられる。

神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会 報告書(抄)(平成24年3月)

4 自治税財政の抜本改革をめざす

(4)新自治税制をどう構築するか

- 1) (前略) 自治体が全国普遍的で安定的な税収を確保できる地方新税のあり方については、これまでの知見を超えた新たな理論的検討が必須だと考えられる。
- 2) 地方税の新たな編成として考えられるのが、すでに論議され出している「地方共同税」である。

この地方共同税が何かについて、各自治体の自己徴収税源である税目だけでなく、本質的に共同徴収して調整配分すべき理由のある"共同税目"であるという見解が考えられる。それはさらに、たんに税収に地域格差が生じやすく財政調整を要するというのにとどまらず、国税とちがう"応益地方税"の応益税性(自治体の行政サービスに受益した住民の生活・事業上の収入に見合う税負担)および応能地方税の地方応能性(国税の全国的な応能性とは異なる地域的な応能性)が、各自治体の区域内では完結しない場合が多くなり、生活圏・経済圏の拡大にも見合う広域的な応益性・地方応能性に基づく自治税制の広域性あるいは共同性を示しているという認識である。

これに対し、各自治体が相互に自立した団体であるという筋からはずれる観があるということもでき、真に自治税財政権の確立をめざす今後の地方税制論において追究していかなければならないであろう。

(5)水平財政調整のあり方について

1)各自治体の税収の偏在を自治体間で水平財政調整する際に、"持ち出し"(自己税収分を他自治体に提供すること)の難しさが言われやすい。それを克服する理論も今後求められようが、「地方共同税」論は、税目編成レベルにも及ぶ水平財政調整の基本的根拠という意味合いをもつであろう。

それに加えて、自治体間における水平財政調整の制度設計にあっては、その水平財政調整の単位・地域的範囲の如何が、 その組織機構とともに大きな問題になる。市町村共同税の水平財政調整は多く府県区域の単位で、広域連合・一部事務組合・機関共同設置などになろう(府県の指導補佐的役割は求められるとして)。 府県共同税のそれは、広域連合ないし地方ブロック単位となろう。 そしていずれにしても、共同税の根拠条例を議会民主制的に制定できるのでなければならない。

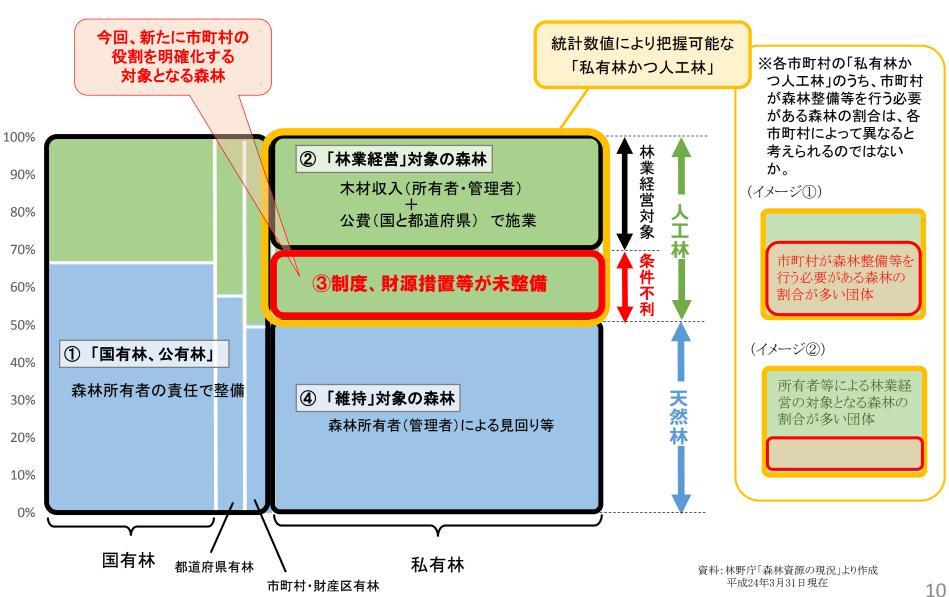
しかも地方共同税によっては、全国単位にもなり得、その組織編成はいっそう重大であろう。

2) それと同時に、共同税の共同徴収の仕組みが問われる。つまり水平財政調整の組織は、配分決定の前に共同賦課徴収に任ずる組織編成を用意しなければならない。

本研究会の中ではこの点、全国単位の地方共同税の徴収は国税庁(ないし歳入庁)に事務委任するのが効率的だという見解が述べられたが、その当否および実現方法が、自治体の全国組織の役割も含めて論議の的になるであろう。

長期的見地に立って真に全国自治体の自治課税権を有効に自立させる法制としては、こうした課題に積極的取組みをしなければ立ち行かないのである。

新たな仕組みの対象となる森林のイメージ <第3回検討会資料より>



府県の超過課税で市町村に交付金を交付している団体の交付基準

○ 山形県、福島県、長野県、三重県、京都府、広島県の6府県が、超過課税により得られた税収の 一部を財源として、管内市町村に対して交付金を交付している。

団体名	配分額の算定に使用されている指標
山形県	・市町村毎の均等額(基礎額)・森林面積・小学4年生から中学3年生までの児童生徒数
福島県	・市町村毎の均等額(基礎額)・民有林面積、国有林面積・小中学校の一学年平均児童生徒数、小中学校数、義務教育学校数
長野県	・市町村毎の均等額(基礎額)・民有林面積・県民税均等割納税義務者数

団体名	配分額の算定に使用されている指標
三重県	・市町村毎の均等額(基礎額) ・森林面積 ・人口
京都府	・市町村毎の均等額(基礎額)・森林面積・人口・県民税均等割納税義務者数(個人)
広島県	・市町村毎の均等額(基礎額)・県有林等を除く民有林面積・人口

(※)各団体ともに、上記の指標により配分する交付枠の他、別途定められた事業や知事が特に認める事業等に対する特別な交付枠も設定している。

市町村及び都道府県の事務処理の原則

地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

第二条 (略)

- **O2** 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- **O3** 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の 事務を処理するものとする。
- **〇4** 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- **O5** <u>都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関</u>するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
- **O6** 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。
- ○7~17 (略)

『逐条地方自治法』(第8次改訂版(松本英昭 著))より

- ・「広域にわたるもの」とは、市町村の区域を超える事務であって数市町村にわたるもの、全県的なもの、あるいは複数の都道府県又は全国的なものの当該都道府県の区域におけるもの、のすべてを含むものである。例えば、・・・治山治水事業、・・・広範囲な環境保全整備等広域にわたる区域を対象にして一定の行政目的の実現又は行政水準の確保を図るものなどがある。
- ・「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの」とは、事務の規模が大きいため、これを処理するのに大きな財政力を必要とし、一般の市町村の負担に耐えられないもの、事務の性質からして高度な技術力や専門的な能力を必要とするため、一般の市町村ではそのような技術・能力を有するスタッフを確保して当該事務を一市町村の区域内において処理することが困難であると思われるもの、対象が散在していることなどから市町村ごとに処理するのは甚だしく非効率的であると思われるものなどである。
- ・単に同一内容の事務が二重に行われることをすべて「競合」とすべきではない。たとえば、病院施設等において相互に需要に応じきれない場合は「競合」とはならないが、設備過剰となり、相互に又は一方に経営が成りたたないような事態となれば、「競合」といえる。